

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する  
条例案について

(付議の要旨)

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例が改正され、東京都から幼保連携型認定こども園に係る事務が移譲されることに伴い、必要な条例の制定を行う必要があるので、本案を令和2年区議会第1回定例会に提案する。

1 主旨

令和2年4月以降、児童相談所を設置する区（以下、「児童相談所設置区」という。）においては、認可保育所の認可や認可外保育施設の指導監督の事務が児童福祉法に基づき東京都から移管される。

一方、同じ特定教育・保育施設である幼保連携型認定こども園については、その根拠法である就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）に、認可や指導監督の事務を児童相談所設置区に移管する規定がなく、東京都にこれらの事務が残ることから、東京都と特別区長会が協議し、児童相談所設置区については、基準条例の制定、審議会運営、認可、立入検査等の事務が移譲されることとなった。

これを受けて、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例が改正され、東京都から幼保連携型認定こども園に係る事務が移譲されることに伴い、必要な条例の制定を行う必要があるので、本案を令和2年区議会第1回定例会に提案する。

2 条例の内容

(1) 主旨

条例の制定にあたっては、東京都の事務の継続性や区民・事業者への影響等を考慮し、東京都が定めている現行の「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」と原則同じ内容の基準とする。

ただし、条文のうち「懲戒に係る権限の濫用禁止」について、濫用にあたる禁止行為の明確化とわかりやすい文言への置き換えを図る。

(2) 定める内容

認定こども園法第13条第1項の規定により、区における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める。

3 条例案

別紙「世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（案）」のとおり

#### 4 施行予定日

令和2年4月1日

#### 5 今後のスケジュール（予定）

令和2年2月 常任委員会報告

令和2年2月 第1回区議会定例会（条例案の提案）

#### 6 その他

東京都から幼保連携型認定こども園等に係る事務が移譲されることに伴い、認定こども園法の定める「審議会その他の合議制の機関」として位置づけるため、既に公布済みの世田谷区児童福祉審議会条例の改正を併せて行う。

#### 7 参考

(1) 特定教育・保育施設の認可（認定）権限（参考資料1）

(2) （参考）認定こども園制度の概要（参考資料2）

(3) 特別区の認定こども園の数（平成31年4月1日現在）

	合計	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
特別区	87	21	19	44	3
うち世田谷区	6	4	2	0	0